

土木設計委託等設計変更ガイドライン

平成29年4月



目 次

はじめに	P 1
1. 土木設計委託等の適正な履行	P 1
2. 委託者・受託者の留意事項	P 1
1. 設計変更	P 3
1-1 設計変更等の対象事項	P 3
1-2 土木設計委託等の変更となり得るケース	P 3
1-3 土木設計委託等の変更の対象とならないケース	P 5
1-4 設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係）	P 6
1-5 設計変更の手続（契約約款第18条関係）	P 7
1-6 設計変更の手続 （「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合）	P 8
2. 設計変更の対象となる具体的な事例	P 9
2-1 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書に おいて契約図書として定めるその他の資料とが一致しない	P 9
2-2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある	P 9
2-3 設計図書の表示が明確でない	P10
2-4 設計図書に示された履行条件と実際とが相違する	P10
2-5 予期することのできない特別な状態が生じた	P11
2-6 委託者が必要があると認めるときの設計図書等の変更	P11
2-7 受託者の責によらない事由による業務の一時中止	P12
2-8 受託者の請求による契約期間の延長の場合の手続	P14
参考資料 契約約款（抜粋）	P15

はじめに

1. 土木設計委託等※の適正な履行

土木設計委託等では、委託者が示した業務の目的や履行に必要な条件を基に、受託者が技術力を駆使して高品質な成果品を作成する。

このため、委託者はこれらの条件等をあらかじめ適切に明示する必要があり、受託者においても、その内容を確実に理解したうえで、業務を適正に履行することが求められる。

しかし、これらの条件等は、発注後の状況の変化などによって変更せざるを得ない場合若しくは変更した方がより技術的又は経済的に優れ、かつ合理的に履行できる場合もある。そのような場合は、委託者と受託者が協議し、必要に応じて設計変更するなど、双方の合意と共通認識のもとで、業務が履行されることが重要である。

※「土木設計委託等」とは、「測量業務委託」、「地質調査委託」、「土木設計委託」（施工管理を除く。）並びに「設備設計」のうち「土木電気設備」、「土木通信設備」及び「土木機械設備」をいう。

2. 委託者・受託者の留意事項

- 委託者は、年度当初の早期発注や債務負担行為の活用等により、適正な契約期間を確保しつつ、発注・業務時期の平準化を図る。
- 委託者は、業務の履行に必要な条件を明示した設計図書（別冊の図面、仕様書（特記仕様書及び標準仕様書をいう。）以下同じ。）を適切に作成する。業務の履行に必要な条件とは、基本的な計画条件、具体的な業務内容と数量、関係機関との調整状況、貸与資料のリストとその取扱い等（必要に応じて維持管理に係る条件）をいう。
- 特に、関係機関の許可条件が発注前の想定と異なる場合や関連する他の業務に遅延が生じた場合など、当初契約時の想定と異なる事態が発生した場合に設計図書の変更が円滑に行えるよう、その前提条件を明示しておく必要がある。
- 受託者は、業務の履行に必要な設計条件等について確認を行い、委託者はこれに協力する（プロポーザル方式を除く。）。
- プロポーザル方式により、受託者の技術提案が設計図書に反映された場合、委託者と受託者はその内容を確認する。
- 委託者と受託者は、業務工程を共有し、契約期間に影響を及ぼす事由が発生した場合は、契約約款に基づき適正な手続を行う。
- 受託者が現地踏査等で前提条件が異なるなどの事実を発見し、確認を請求

した場合、委託者は調査を実施し、必要に応じて設計図書の変更を行う。

- 委託者は、指示等で業務内容の変更などが決定し、業務が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大になることを理由に設計変更を行わないといったことがあってはならない。
- 受託者は、業務中に疑義が生じた場合や異なる事態が生じた場合は速やかに委託者と「協議」するなど、適切な対応を図る。

1. 設計変更

1-1 設計変更等の対象事項

契約約款において、条件変更等に関する事項は第17条（条件変更等）第1項に、設計図書等の変更を委託者が必要と認めるときの事項は第18条（設計図書等の変更）に、また、受託者の責によらない事由による業務の一時中止についての事項は第19条（業務の中止）第1項に規定している。

契約約款第17条（条件変更等）第1項（抜粋）

- 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第18条（設計図書等の変更）（抜粋）

- 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。

契約約款第19条（業務の中止）第1項（抜粋）

- ～受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

1-2 土木設計委託等の変更となり得るケース

- ▶ 下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。
 1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受託者の責に帰さない事項が確認された場合
 2. 当初発注時点で想定している業務の着手時期に、受託者の責によらず、業務に着手できない場合
 3. 所定の手続（契約書第16条から第22条まで）を行い、委託者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
 4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
 5. 受託者の責によらない履行期間の延長・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

▶ 契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1 業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由による場合	第16条
2 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	第17条第1項第1号
3 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合	第17条第1項第2号
4 設計図書の表示が明確でない場合	第17条第1項第3号
5 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合	第17条第1項第4号
6 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第17条第1項第5号
7 受託者が行う「設計図書の点検」の範囲を超える作業を委託者（監督員）が指示した場合	第17条 第18条
8 委託者が必要と認め、設計図書等の変更内容を受託者に通知して設計変更する場合	第18条
9 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は自然的又は人為的な事象であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められ、業務の全部又は一部を一時中止する場合	第19条
10 受託者が、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案し、委託者が提案を受けた場合	第20条
11 自己の責めに帰すことができない事由により、受託者が委託者に契約期間の延長を請求する場合	第21条
12 委託者が、特別な理由により契約期間を短縮する必要があると認めた場合	第22条

1-3 土木設計委託等の変更の対象とならないケース

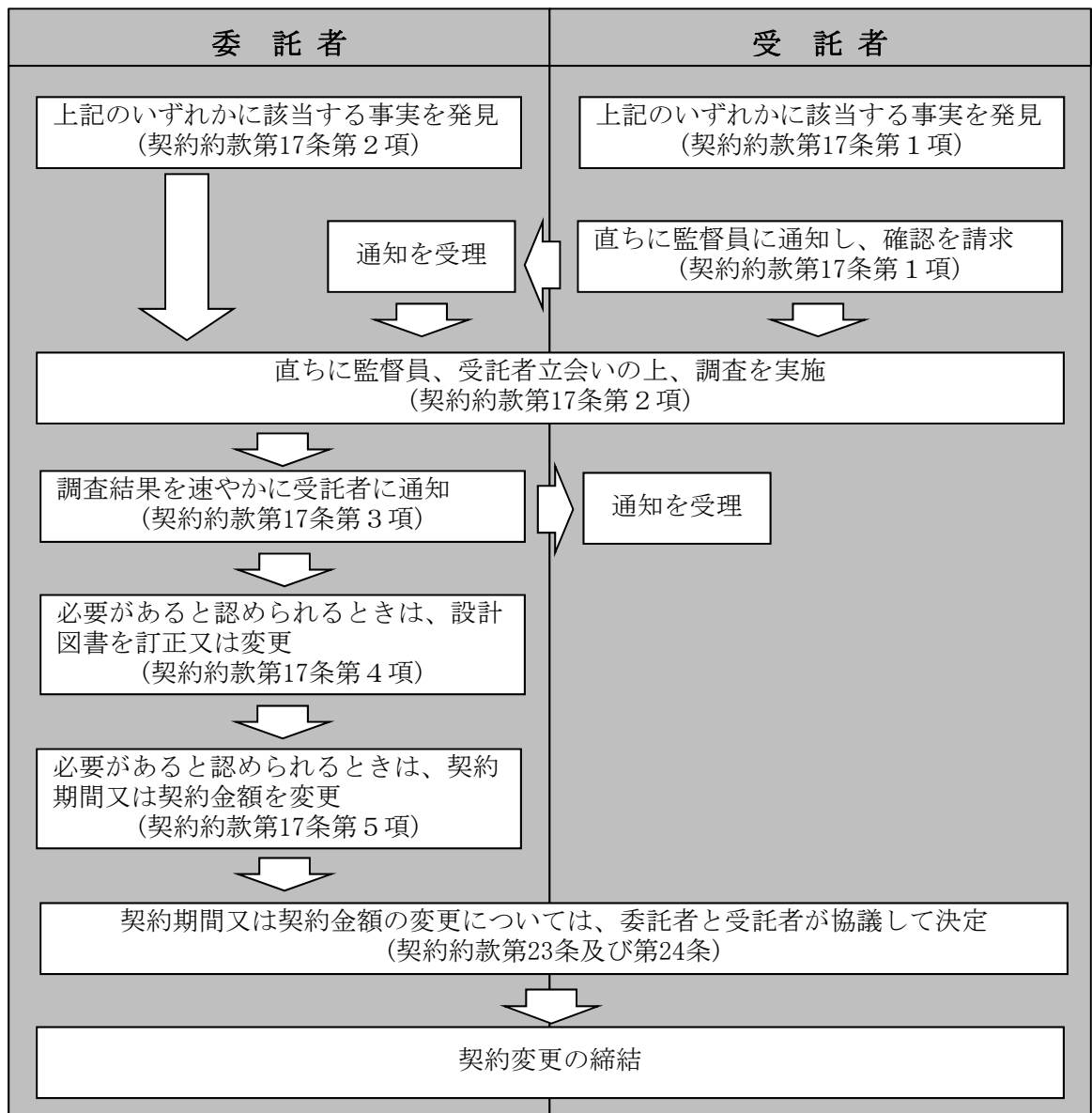
次の場合は、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第25条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- (1) 契約約款第17条から第24条までに定められた手続及び標準仕様書に定められている所定の手続を経していない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらないで業務を実施した場合（口頭のみ指示・協議等）
- (3) 設計図書に条件明示のない事項について、委託者と協議を行わず、受託者が独自の判断で業務を実施した場合
- (4) 委託者と受託者の協議が調わない時点で業務を実施した場合
- (5) 「承諾」で業務を実施した場合

※ 承諾とは、受託者自らの都合により業務実施方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と調査現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第17条（条件変更等）で処理される必要があり、安易に承諾による業務の実施を認めることは避けるべきである。

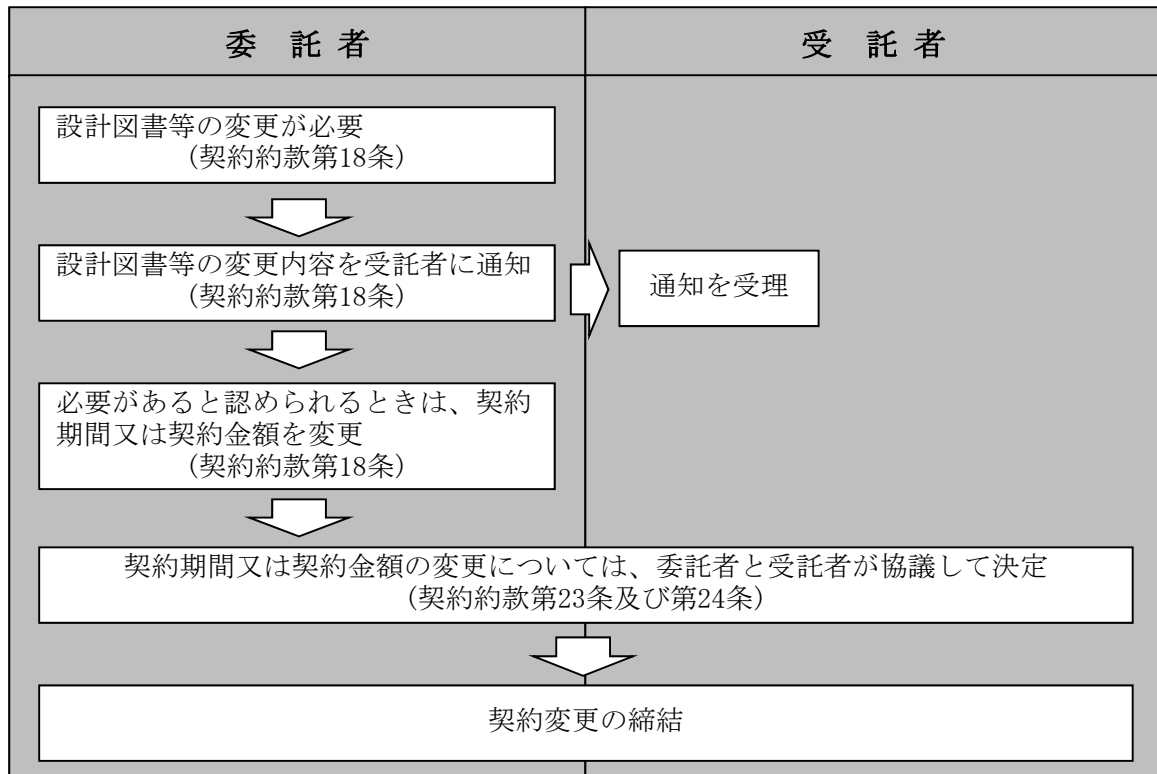
1-4 設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係）

- 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない場合
（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
- 設計図書の表示が明確でない場合
- 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合
- 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



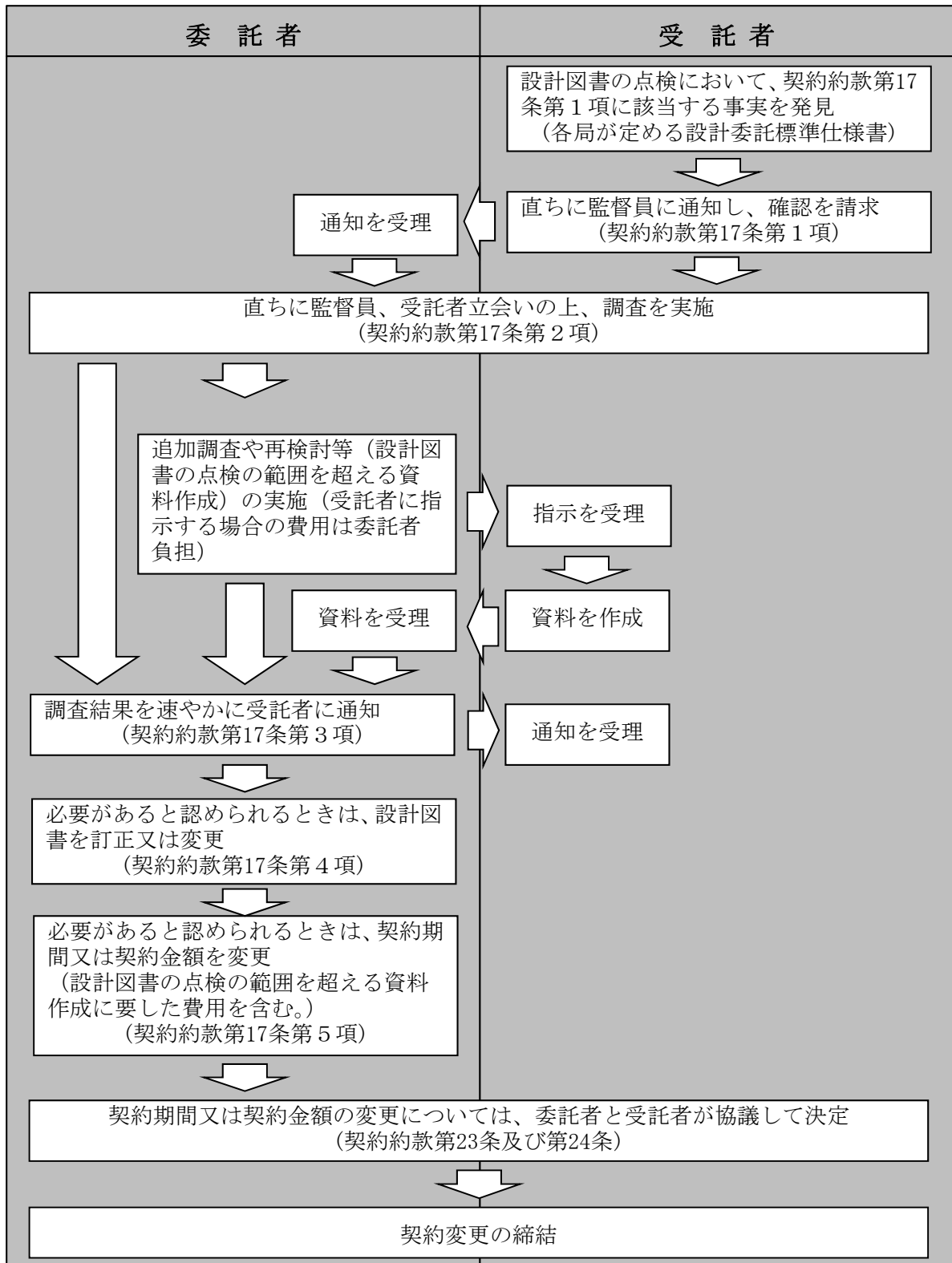
1-5 設計変更の手続（契約約款第18条関係）

- 委託者が必要と認め、設計図書等の変更内容を受託者に通知して設計変更する場合



1-6 設計変更の手続(「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合)

- 受託者が行う「設計図書の点検」の範囲を超える作業を委託者(監督員)が指示した場合
- 「設計図書の点検」の範囲とは、契約約款17条第1項に該当する内容の点検とする。



2. 設計変更の対象となる具体的な事例

2-1 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない

約款第17条第1項第1号

- 設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(説明)

- 受託者は、設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しない場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(事例)

- 図面と仕様書の設計条件等の記載が一致しない場合
- 仕様書と契約図書として定めるその他の資料で適用している基準が一致しない場合等

2-2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある

契約約款第17条第1項第2号

- 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(説明)

- 受託者は、設計図書の誤びゅう又は脱漏があると思われる場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(事例)

- コンクリートの表記で、東京都の略称表記とJIS表記が混在している場合
- 特記仕様書に業務の履行に必要な条件明示がない場合
- 業務の履行に必要な関係機関協議資料に関する条件明示がない場合等

2-3 設計図書の表示が明確でない

契約約款第17条第1項第3号

○ 設計図書の表示が明確でないこと。

(説明)

- 受託者は、設計図書の表示が明確でない場合、委託者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で、業務の履行に支障が生じる場合などのことをいう。

(事例)

- 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、調査結果の貸与期間が明記されていない場合
- 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確な場合
- 業務の履行に必要な数値等が設計図に未記入な場合
- 関連する他の業務等との業務範囲が明確でない場合等

2-4 設計図書に示された履行条件と実際とが相違する

契約約款第17条第1項第4号

○ 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(説明)

- 受託者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、委託者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、地下水位等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等が挙げられる。

(事例)

- 現地の地形や地質条件が既往成果や委託者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合

- 詳細な地質調査や構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった場合
- 地質調査中等に支持層まで到達・確認できず、掘削長を延長する場合
- 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった場合
- 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった場合
- 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務の続行ができなかった。
- その他、新たな制約等が発生した場合等

2-5 予期することのできない特別な状態が生じた

契約約款第17条第1項第5号

- 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(説明)

- 設計図書に履行条件として明示されていないが、業務の履行の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、委託者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(事例)

- 地質調査中等に地中障害物を発見し、調査箇所の変更等が必要となった場合
- 地質調査中等に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- 関係法令、基準等が変更となった場合等

2-6 委託者が必要があると認めるときの設計図書等の変更

契約約款第18条

- 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ▶ 委託者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、業務を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書等を変更する必要があると認める場合、委託者は変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。

(事例)

- ▶ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ▶ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ▶ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ▶ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

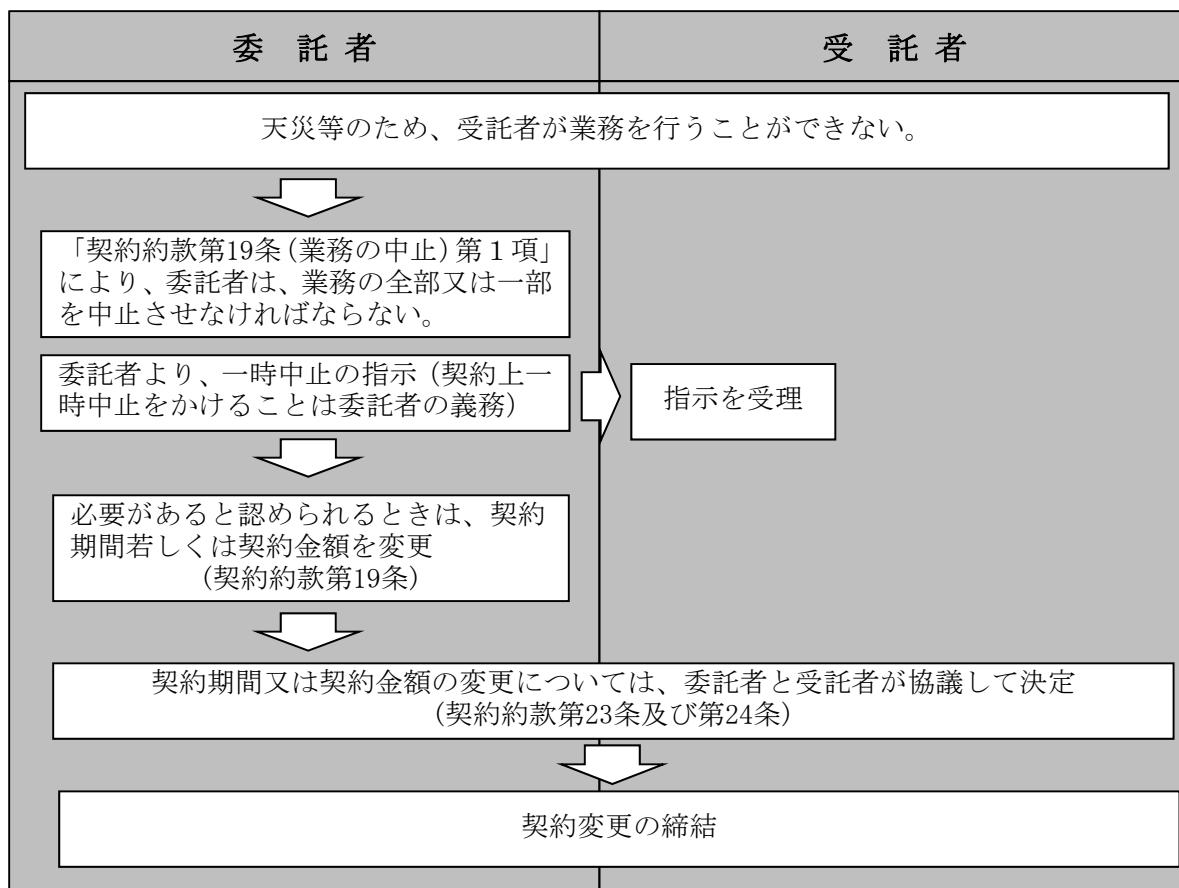
2-7 受託者の責によらない事由による業務の一時中止

契約約款第19条（抜粋）

- 測量調査その他の現場調査業務を実施する場合で、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- ▶ 受託者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合、委託者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。
- ▶ 受託者の責に帰さない事由とは、第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等をいう。
- ▶ 委託者は、業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、業務の一時中止に伴う増加費用等を負担しなければならない。



(事 例)

- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- 環境問題等の発生により、土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった場合
- 天災等により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- 委託者が、契約約款第17条第1項に該当する事実を確認し、設計図書の修正若しくは変更を行う間、業務の続行が不適當又は不可能となった場合等

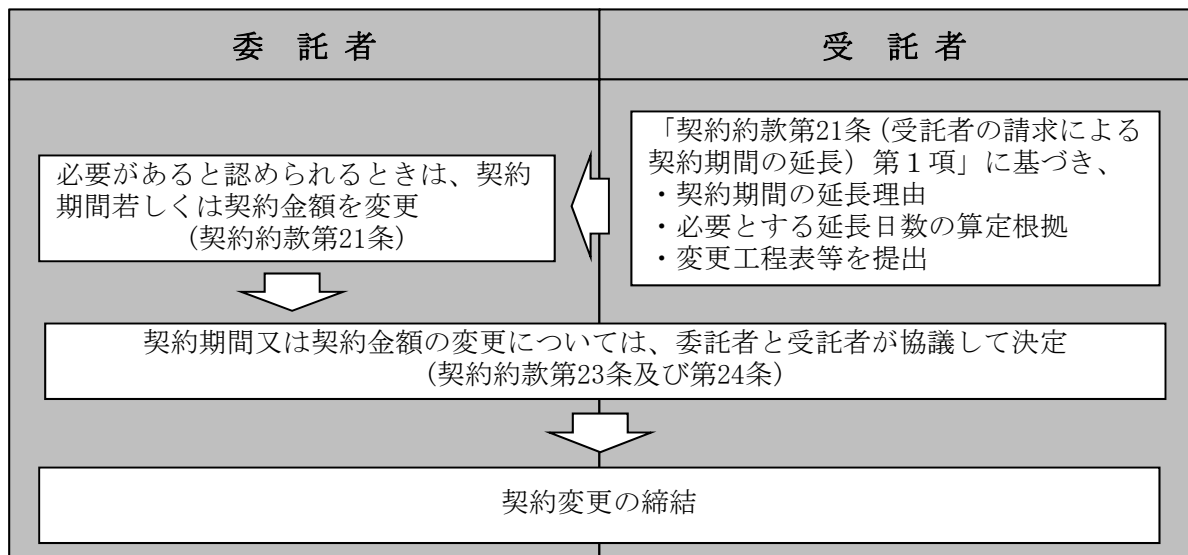
2-8 受託者の請求による契約期間の延長の場合の手続

契約約款第21条

- 受託者は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に契約期間の延長変更を請求することができる。
- 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。委託者は、その契約期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説明)

- 受託者の責に帰すことができない事由により、契約期間内に業務を完了することができない場合、受託者は委託者に書面により契約期間の延長変更を請求することができる。
- 受託者の責に帰さない事由とは、第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等をいう。
- 委託者は、契約期間を延長させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間の延長に伴う増加費用等を負担しなければならない。



(事例)

- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- 天災等により業務の履行に支障が生じた場合等

契約約款 (抜粋)

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書（特記仕様書及び標準仕様書をいう。以下同じ。）及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書に記載する契約期間（以下「契約期間」という。）内に完了して、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。

3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は第9条に規定する受託者の代理人若しくは主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の代理人若しくは主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受託者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(監督員)

第8条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の代理人若しくは主任技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の代理人若しくは主任技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受託者が当該不適合又は当該委託者の指示が適切ではないことを知りながらこれを委託者に対し通知しなかったときは、この限りでない。

(条件変更等)

第17条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 第1条第1項に定める設計図書を構成する図面、標準仕様書、特記仕様書及び仕様書において契約図書として定めるその他の資料とが一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、前項に定める調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があると認めるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、委託者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第18条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第19条 この契約において、測量調査その他の現場調査業務（以下「現場調査業務」という。）を実施する場合で、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

第20条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約金額を変更しなければならない。

(受託者の請求による契約期間の延長)

第21条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に契約期間の延長変更を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約期間を延長しなければならない。委託者は、その契約期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による契約期間の短縮等)

第22条 委託者は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があると認めるときは、契約期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、この契約書の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する契約期間について、受託者に通常必要とされる契約期間に満たない契約期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第23条 契約期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第24条 契約金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合

に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。
ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

第25条 受託者は、現場調査業務を実施する場合、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、緊急かつやむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、受託者が、現場調査業務を実施する場合、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合、委託者は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分について負担する。